

# 祭礼、縁日、花火大会等 多数の方々が参加される催しに 露店を開設する皆さまへ

「多数の者の集合する催し」において、コンロ等火を使用する器具を使用する場合、消火器の準備と消防機関への届出が必要となりました。

## 多数の者の集合する催しとはどのようなものをいうのですか？

縁日や花火大会など、不特定多数の者が参加する催しで、概ね300人以上の者が集合する催しのことをいいます。  
ただし、町内会や学校、PTAが主催する催しは該当しません。  
ご不明な点などございましたら、最寄りの消防機関までお問い合わせください。

## どのような種類の露店で消火器を準備しなければならないのですか？

「対象火気器具等」を使用する露店で準備する必要があります。

※対象火気器具等とは、

- ①気体燃料を使用する器具（ガスコンロなど）
- ②液体燃料を使用する器具（自家発電設備、石油ストーブなど）
- ③固体燃料を使用する器具（バーベキューコンロなど）
- ④電気を熱源とする器具（電気コンロ、ハロゲンヒーターなど）

## どのような消火器をどのくらい準備する必要がありますか？

対象火気器具を使用する露店1店舗につき1本以上設置することとなります。

また、準備する消火器は3型消火器以上のものを用意してください。



## 届出が必要な露店とはどのようなものですか？

多数者が集合する催しにおいて露店を出店する場合に必要なとなります。

届出は原則として露店を出店する方が、消防機関へ届け出るようになります。

## 問合せ先

西置賜行政組合消防本部	予 防 課	0 2 3 8 - 8 8 - 1 7 9 7	
消 防 署	0 2 3 8 - 8 8 - 1 2 1 3	白鷹分署	0 2 3 8 - 8 5 - 5 2 4 2
飯豊分署	0 2 3 8 - 7 2 - 2 2 2 2	小国分署	0 2 3 8 - 6 2 - 2 1 5 4